

# 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

(平成28年法律第60号)

訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象とした、事業者による不公正な勧誘行為等の取締り等。

## 1. 悪質事業者への対応

### 3. 指示事項の明確化

- 次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処
  - ・業務停止を命ぜられた法人の取締役やこれと同等の支配力を有すると認められるもとの等に対して、停止の範囲内の業務を新たに法人を設立して継続すること等を禁止する。〔違反した場合、個人は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金＜新設＞〕

【対応イメージ】

|   |  |
|---|--|
| A社(健康食品αの電話勧説販売)<br>※特商法違反によりA社に対して業務停止命令(新規勧説等の禁止)               | B社(元取締役 <del>は</del> 代表取締役として設立<br>※健康食品αの電話勧説販売(新規勧説等)) |
| C社(実質 <del>は</del> 是 <del>が</del> 取締役に就任<br>※健康食品αの電話勧説販売(新規勧説等)) |  |

- 業務停止命令の期間の伸長(最長1年→2年)
  - ・「質問」に関する権限の追加等。「違反した場合、個人は6月以下の懲役又は100万円以下の罰金、法人は100万円以下の罰金く新設。なお、報告徴収・立入検査等の他の検査・忌避についても同様に懲役刑を追加。>」

○刑事罰の強化

- ・不実告知等に対する法人への罰金を300万円以下から1億円以下に引き上げ
- ・業務停止命令違反に対する懲役刑の上限を2年から3年に引き上げ

## 2. 所在不明の違反事業者への対応

- 所在不明の違反事業者に対する公示送達による処分
  - ・違反事業者の所在が不明な場合に、処分書を交付する旨を一定期間掲示することにより事業者に交付されたものとみなす(公示送達により)処分を可能とする。

【対応イメージ】

|       |   |
|-------|---|
| 違反事業者 | 消費者庁等による処分  |
|       | ※ウェブサイトのみによって広告や注文の受けを行、消費者との連絡手段としてもメールアドレスなどが表示されているケースなど |

### 4. 過量販売への対応

- 電話勧説販売における過量販売規制の導入(訪問販売ルールの拡張)
  - ・電話勧説販売において、消費者が日常生活において通常必要とする商品を著しく超える商品の売買契約等について、行政処分(指示等)の対象となるとともに、申込みの撤回又は解除を行うことができるようにする(消費者との契約を締結する特別の事情がある場合を除く)。

【過量のイメージ】

- △寝具(4か月で6回購入)
- △化粧品(72本の化粧水と乳液、2,160袋のパウダーを購入)など

## 5. その他

- 訪問販売、通信販売及び電話勧説販売における規制対象の拡大(指定権利制の見直し)

- 通信販売におけるファクシミリ広告への規制の導入(電子メール広告における規制の拡充)
  - ・ファクシミリ広告を請求等していない消費者に対するファクシミリ広告の提供を禁止する(オブトイーン規制)。

## 6. 指示の公表規定の整備

- 取消権の行使期間の伸長
  - ・現在の6月から1年に伸長する。
- 施行期日(は公布日から1年6月以内)※公布日は平成28年6月3日など

## 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

- 一 「特定権利」制度の導入の趣旨が、脱法行為や消費者被害の後追いを防ぐことにある点を踏まえ、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もなお規制のすき間が生ずる事態が認められるときは、速やかに、商品、役務、権利という三分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。
- 二 悪質事業者に対する法執行強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。
- 三 高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進するとともに、事業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。
- 四 インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加している現状に鑑み、通信販売において虚偽の広告を誤認して契約締結に至った場合の救済措置の在り方を含め、実効的な被害の未然防止及び救済措置について検討を行うこと。
- 五 特定商取引に係る消費者被害の未然防止及び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められる場合には、本法の施行後五年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。
- 六 地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組を推進し、相談情報を特定商取引に関する法律の執行及び制度の見直しに活用するためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の推進が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、「特定権利」制度の運用に当たっては、特定商取引に関する法律における「役務の提供」と「権利の販売」の概念を明確化し、規制のすき間が生じないよう措置すること。その後もなお、規制のすき間が生ずる事態が認められた場合には、速やかに、「商品」、「役務」、「権利」という三分類の枠組みを撤廃することも含めた見直しを検討すること。

二、悪質事業者に対する法執行の強化と行政処分に伴う消費者利益の保護を実効性あるものとするため、国及び都道府県の執行体制の強化に向けた連携等の措置を講ずるとともに、悪質事業者の違法収益のはく奪に向けた制度的検討を引き続き行うこと。

三、本法に基づき都道府県知事が行う業務禁止命令が、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案に適切に対応するものとなるよう、「平成二十七年的地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえて、都道府県の行政処分の効力の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

四、高齢者等に対する訪問販売及び電話勧誘販売による被害の未然防止が喫緊の課題であることに鑑み、法執行の強化等の対策を推進し、特に平成二十年改正で導入された再勧誘の禁止を遵守させるとともに、事

業者による自主規制の強化を促すこと。また、引き続き高齢者等の被害が多発した場合には、諸外国の取組等も参考にしつつ、勧誘規制の強化についての検討を行うこと。

五、インターネット取引に係る消費者被害が大きく増加しているという消費者相談現場からの意見があることに鑑み、消費者被害の実態を調査した上で、通信販売における虚偽・誇大広告によつて消費者が誤認して契約締結に至った場合の実効的な救済措置について検討を行うとともに、引き続き事業者に対して、特定商取引に関する法律を始め、不当景品類及び不当表示防止法などに基づき、表示義務の徹底や虚偽・誇大広告に対する厳格な執行を行うことで消費者被害の未然防止を図ること。

六、特定商取引に係る消費者被害の未然防止及び救済を効果的に推進するため、本法の施行状況及び消費者被害の発生状況を踏まえ、新たな消費者被害の発生が認められるなど見直しの必要が生じた場合には、本法の施行後五年を待たず、適時適切に見直しを行うこと。

七、地方公共団体における消費者被害の未然防止及び救済に向けた取組の推進のためには、消費生活センター等の相談体制の質的向上及び地方消費者行政と民間関係者との連携の強化が重要であることに鑑み、地方消費者行政推進交付金の継続を含む財政支援並びに消費生活相談員及び担当職員の研修機会の提供を国の責任において措置すること。

八、特定商取引に係る消費者被害の調査・分析に当たつては、全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O – N E T）に蓄積された情報を今後の法改正に一層活用できるよう、関係機関に対し、登録情報の分析力の向上を促すこと。

右決議する。

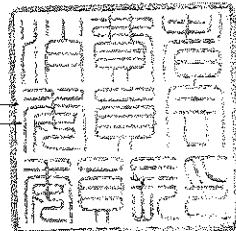


府消委第196号  
平成29年8月8日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上正二



### 答申書

平成26年8月5日付け消制度第137号をもって当委員会に諮問のあった、消費者契約法（平成12年法律第61号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等について、次のとおり答申する。

別添「消費者契約法専門調査会報告書」の内容を踏まえ、措置すべき内容を含むとされた論点のうち、法改正を行うべきとされた事項については、速やかに消費者契約法の改正法案を策定した上で国会に提出し、改正法案が成立した場合においては、現行法の内容及び改正法の内容について幅広く周知活動を行うこと及び解釈の明確化が必要な点については逐条解説等において明確化を図ることなど、必要な取組を進めることが適当である。

なお、当委員会は、専門調査会における報告を受けて、ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正及び成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する。

- 1 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めるべきこと。
- 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の

知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。

- 3 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれること。